

平成20年度当初予算編成要領

編成方針を示すにあたって

本県の財政状況は、平成10年度以来、数次にわたる財政構造改革の努力にもかかわらず依然として巨額の財源不足が生じています。あわせて、今後の地方財政を取り巻く状況を見通しても、国の「基本方針2006」における「歳出・歳入一体改革」で地方の一般歳出の削減方針が示され、地方税と地方交付税を合わせた地方一般財源が抑制基調になるなど、今後も極めて厳しい財政状況が続くものと考えられます。

先に行った財政収支試算では、現在と同様の行財政運営を継続すれば、平成20年度に約400億円、21年度に約460億円、22年度に約450億円にのぼる財源不足額を生じることが予想され、このまま何の手だても講じなければ財政再建団体への転落は現実のものとなってしまう状況であり、本県財政は「非常事態」ともいうべき極めて危機的な状況であります。

このため、財政の健全性・弾力性を保持し、安定的で持続的な行財政基盤を早期に確立するため、財政の健全化に積極的に取り組むとともに、「安心できる暮らし」が確保されることを基本に取り組むため、次の方針に沿って予算編成に取り組むこととします。

1 基本方針について

県民の^{いのち}生命と暮らしを守り、次世代を育成する

厳しい財政状況や複雑多様化する社会情勢に適切に対応した行政経営を実現していくためには、県民の「暮らし」という原点に立ち返ることが重要です。さらに、暮らしに息づく生活感覚である「もったいない」に込められた、物事が持つ本来の価値を損なわず、最大限に活かしていこうとする思いを県政に取り入れていくことが必要です。

平成20年度予算編成においては、こうした考え方を踏まえ、「県民の^{いのち}生命と暮らしを守る」ことを最優先で考えながら、個性豊かで活力あふれる滋賀の未来を支える「次世代の育成」を目指して全庁挙げて取り組むこととします。

2 基本的な考え方について

現在、行財政改革を計画的に進めるため、昨年度実施した事業仕分け会議における結果や各委員からの意見を活用しつつ、平成20年度から概ね3年間を計画期間とする「新たな財政構造改革プログラム」の策定に向け、全庁挙げて取り組んでいるところであります。

平成20年度当初予算については、このような取り組みを踏まえつつ、県の役割や施策の緊急度、重要度を的確に判断し、「県民の生命とくらしを守る」ためには、何を残し、何をやめるか、また何に新しく取り組むのか、という厳しい選択をしながら、滋賀の未来を支える「次世代の育成」を目指した予算編成を行うこととします。

こうしたことから、予算見積りに当たっては、この非常事態ともいべき状況にも決して後ろ向きになることなく、県の果たすべき役割、本県の将来のあるべき姿を共有しつつ、これまでも増して、職員一人一人が創意工夫に努めることとします。

3 予算見積基準について

各部局に配分する予算枠は、平成19年度当初予算額を基礎として、新たな財政構造改革プログラムにおける取り組みや、当然増減事業に係る経費等を加味しながら、収支フレーム全体を勘案して設定します。

こうしたことから、各部局にあっては配分される予算枠の範囲内で「新しい基本構想」の実現に向けて取り組むこと。

また、特に下記に掲げる事業については、別途指示するところにより見積ること。

- (1) 県民の生命とくらしを守り次世代を育成するための施策・事業として、特に次のテーマを中心に施策構築を図る場合には、十分精査の上見積もること。

テーマ

社会で子育てを支える

子どもの生きる力を育む

脱温暖化に向けた総合的な施策を展開する

滋賀の特性を活かした産業を育成・支援する

多様な領域における住民協働を推進する

- (2) 地震防災対策の推進については、「滋賀県地震防災プログラム」に掲げる事業について、十分精査の上見積もること。

(3) 県の会館等公共施設を含む大規模な事業については、既存施設の有効活用を十分検討することとし、既に着手済みのものおよび取り組みが具体化しているもので、知事との協議を了し、事業実施の方針が決定されているもの以外は、原則として要求を認めないこと。

(4) 琵琶湖森林づくり県民税を広く有効に活用するため、その充当事業については、「平成20年度琵琶湖森林づくり事業の実施について（平19.11.1付け滋森政第585号琵琶湖環境部長通知）」による協議を了している事業とし、当該県民税の趣旨を十分に踏まえ、精査し見積ること。

なお、当該事業を実施する場合における平成20年度の予算枠の取り扱いについては、別途協議することとします。

(5) 各部局の経営努力等を予算に反映する取り組みとして、次の取り扱いを行うこととします。

平成19年度の予算執行等において、経費削減の努力や工夫を行ったことにより経費の削減が図れるものについて、財政課と協議し、削減額の1/2相当額の範囲内を、別途必要な事業に充てることができること。

これまでにない新たな発想により歳入確保、増収対策に取り組むもの（未利用県有地の売却を除く）については、当該増収相当額を、別途必要な事業に充てることができること。

4 留意事項について

(1) 政策的な経費については、後年度負担、類似事業との均衡等、また、その他の経費については、内部事務経費の徹底した節減など、全体の財源不足へ対処し県財政の健全性を確保する観点から一定調整を行うこととします。

また、各部局にあっては、創意工夫を凝らすことにより、予算編成事務の負担軽減、効率化に努めること。

(2) 税収見積もりや、国の予算編成、地方財政対策等の動向を見極めながら、その詳細が判明次第、全庁を通じて対応することを基本に、調整することとなるので留意すること。

(3) 基金については、その設置の趣旨、目的および残高等を勘案し、所期の目的を達したもののまたは残高が少額で存在意義が乏しいものなどは、積極的に廃止、統合等を検討すること。

5 その他

(1) 予算見積書の提出期限は、11月19日(月)とします。

(3の(1)に取り組む事業に係る見積書の提出期限については、別途指示します。)

(2) 職員給与費に係る見積りについては、別途通知します。

(3) 詳細な内容等については、別途通知します。